

令和4年度事業計画

(総務部)

1. 組織・体制の見直し

本会の各部組織運営・業務執行体制を継続的にチェックし、業務の円滑化に努める。

2. 事務局業務について

事務局の事務処理の合理化、円滑化を進め、業務の適正な運営に努める。

3. 支部活動への支援・本部支部連絡協議会等の開催

支部開催の研修会・相談会等への財政的支援等をする。

各支部の意見・要望等を本会の事業・組織運営等に活かすため、本部支部連絡協議会等を開催する。

4. 関連団体への支援

公嘱協会、リーガルサポートに対し、事務処理の支援をする。

5. 登録・届出事務

正確かつ迅速に行う。

6. ホームページの管理

会則・規則等の変更、各種相談会の実施予定などについて、会員に最新の情報が提供できるよう管理を行う。

7. 会員名簿の発行

顔写真入りの会員名簿を発行する。

8. 会員への情報提供・通知

会員への情報提供・通知を確実に迅速に行う。また、情報提供や通知をメールで受け取ることでできる会員の増加を促進する。

9. 会館および事務局の整理・整頓

事務局内の書類、記録および備品等の整理・整頓に努める。また、資料目録の調整について検討する。

10. 防災対策・危機管理

- ① 防火防災訓練の実施
- ② 緊急時連絡方法の検討・改善
- ③ 本会の記録・資料等の保管方法の検討

11. 四国ブロック会担当国会議・意見交換会等

四国ブロック会の各部担当者会・意見交換会等に担当者を派遣し、協議・意見交換を通じて四国ブロック他県会との連携を深める。

12. 非司法書士実態調査

今年度も実施したい。

13. 法務局・裁判所等との協議、情報収集

必要に応じて協議の場を設けたり、適時適切な情報収集に努める。

14. 事務局職員に対する研修

事務局職員に対し、司法書士業務への理解を深めるための研修を行う。

15. その他

(経理部)

令和4年度 収支予算編成の概要（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

I. 事業活動予算について

1. 事業活動収入のうち、定額会費は年額26万4000円の個人会員が135名で3564万円、年額26万4000円の法人会員が5名で132万円、年額18万円の減額個人会員が2名で36万円、年額15万円の減額個人会員（途中入会者予定）が3名で45万円として計算し、3777万円である。

その他の収入は、前年度に準じて計算し、総額は4538万6000円である。

2. 事業活動支出の予算額を4331万7030円とした。

特に説明する点については、下記のとおりである。

①令和4年度より新支部体制となったことに伴い、本部支部連絡協議会の開催を予定して昨年に引き続き30万円を計上。

②今年度も会館の補修が予想されるため80万円を計上。

③相談事業活動については、令和2、3年度にコロナ禍のため実施できなかった対面での相談活動（法の日相談、相続登記はお済みですか月間相談など）の再開を予定しているため、昨年度予算より50万円増額し200万円を計上。

④成年年齢引き下げに伴い出前講義の需要が増加する見込みであることから、出前講義費として15万円を計上。

⑤研修費については、当面の間Web研修が中心となるもののコロナが収束し生講義開催可能となる場合を見越して35万円を計上。

⑥助成金科目として支部助成金53万5000円を、その他助成金50万円（関連団体が開催する研修会・イベントなどについて、当会が後援する場合等）を計上。

その他、令和3年度実績にそった予算を計上した。

II. 投資活動予算について

基本財産取得支出で、器具備品購入支出（事務局のパソコン等）として50万円を、特定預金支出で、退職給与引当預金として61万4000円を、会館維持引当預金として700万円をそれぞれ計上した。

Ⅲ. 経理部の業務について

1. 司法書士賠償責任保険および火災保険の相見積もりの実施。
2. 下記の業務を遂行し経理事務の適正化に努める。
 - ①公認会計士による毎月の外部監査
 - ②職員給与等の決裁
 - ③領収証の原本、支払伝票、元帳等のチェック
 - ④手元現金については毎日郵便局へ入金。現金残額と現金出納帳の額を照合確認する。
 - ⑤会費納入期日の遵守を徹底する。
 - ⑥会費減免申出に対して規程により適正に対応する。
 - ⑦一般社団法人徳島県公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート徳島支部、日本司法書士制度推進連盟徳島会と業務委託契約を締結する。

Ⅳ. 新会館に係る対応

新会館建築の基本方針を推進するため、会館用地候補地情報の収集に努め、好物件情報については迅速な対応ができるよう常任理事会や会館推進委員会との情報共有に努める。

(企画部)

1) 研 修

1. 総論

令和4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大状況を注視しつつ、徐々に集合形式での研修も再開していきたいと考えている。同時に、Web配信型の研修も積極的に実施し、また、集合形式での研修をWebで同時配信するなど、会員の研修受講機会を増やしていきたい。

司法書士法の使命規定にも謳われているように、司法書士は「法律事務の専門家」であり、「国民の権利の擁護者」である。我々は常に、倫理の涵養と業務遂行能力の向上を図る必要がある、それはコロナ禍であっても変わることはない。一人一人の会員がそのことを再認識いただき、積極的に研修を受講していただきたい。

2. 具体的方針・方策

① 研修のテーマ・講師等について

研修のテーマについては、司法書士業務の多様性を鑑み、幅広い分野から、適切なテーマを選定したい。その中で、実務に直結する内容や法改正など、会員の関心が高いと思われるテーマを積極的に採用していく。

講師については、日司連から派遣していただくことが主になると思われるが、本会会員や県内他士業、法務局・裁判所職員など幅広い選択肢の中から適切な講師を選定したい。

また、日司連作成の研修用DVD等も、そのテーマを勘案しながら柔軟に活用していくこととする。

② 地域開催研修

集合研修を開催する場合、開催場所として、司法書士会館やアスティ徳島等徳島市内の外部施設を主として使用するが、遠隔地の会員の事情を考慮して、徳島西部及び南部での地域開催研修を開催したい。

③ 支部研修

各支部において、積極的に研修会の企画・開催をお願いしたい。支部単位での開催となると、開催場所も各支部の地域内となることで、参加が容易になり、研修単位がより取得しやすくなるものとする。また、支部単位だと比較的少人数で開催することになると思われるので、コロナ禍においても集合研修開催のハードルは比較的低くなるものと思われる。開催日、形式、研

修テーマ等は支部単位で決定していただくこととなるため、支部長はじめ支部の協力が不可欠である。会員の研修単位取得のため、是非ご協力をお願いしたい。

④ オンライン研修システム利用の促進

すべての会員は、日司連ホームページにてオンライン研修（日司連研修総合ポータル内の『研修ライブラリ』、『eラーニング』）を受講することが可能である。この研修は、会場に集合することなく、いつでも、各会員が最も必要とする分野の研修を受けられることが特徴である。このシステムを利用することで、必須となる12単位の研修単位を取得することがより容易になると考える。今年度も、オンライン研修システムの利用促進に力を入れていきたい。利用の仕方がわからないという会員の希望があれば、企画部員が会員の事務所まで出向き、利用の仕方等を教示することも検討する。

⑤ 研修日程の早期決定

会員の本会研修参加をより容易にするため、今年度中の本会研修の開催日（原則として全ての開催日）を早めに決定し、決定後速やかに各会員に通知することとする。研修の詳細は、少なくとも研修の1ヶ月前には「研修通信」として各会員にお知らせしたい。

⑥ アンケートを基にした研修企画の検討

研修会の際に集計したアンケートを基に、研修の企画・運営について、さらに検討を重ねていきたいと考える。会員各位におかれては、出欠届の提出、研修当日のアンケートの提出など、運営に対するご協力をお願いしたい。

⑦ 研修研究委員会の活性化及び同委員会との連携

昨年度も研修研究委員会が企画する研修会は開催できなかったが、研修内容の企画・提案・講師担当等を積極的に研修研究委員会に依頼し、委員の持つ知見を研修に活かしたいと考えている。

⑧ Web 配信研修の開催

オンライン会議システム **Zoom** を利用した **Web 配信研修** を今年度も開催する予定である。講師の生講義を配信する形式や、研修用 **DVD** を配信する形式での開催、さらには **Zoom** の「ブレイクアウトルーム」という機能を利用し、小グループに分かれてのディスカッション形式の研修も **Web** で開催することが可能であるため、開催を検討する。

このような形式の研修はコロナ終息後も有用であると思われ、今後積極的に開催していきたいと考える。

2) 対外・広報活動

「司法書士会事業の広報活動」及び「司法書士制度の広報活動」の二つの事業を中心とした情報発信の実施，並びに関係機関等との連携を強化。

1. 司法書士会事業の広報活動

①相談会広報

徳島新聞及び四国放送ラジオ等のマスコミを利用した広報及び各市町村広報誌への掲載依頼。

常設相談会（相続登記相談センター含む）のPRとしてチラシ・ポスターを配布。

②ホームページによる広報

③徳島中央郵便局「デジタルサイネージ」の広告放映を利用し、一年間を通して総合相談センターの広報を行う。

2. 司法書士制度の広報活動

①法律出前講義

若年者への消費者問題等における被害の予防及び司法書士制度の広報を目的とし，法律問題に関する出前講義を実施する。

②マスコミ等及びホームページによる広報

徳島新聞等のマスコミを利用した司法書士制度の広報，ホームページによる司法書士制度の情報発信。

③司法書士の業務に関する一般市民向けチラシ・パンフレットなどの作成

3. 対外活動

①必要に応じた法務局，裁判所，地方自治体等との協議及び情報収集

②他の司法書士会，他士業等との交流，意見交換及び情報収集

(相談事業部)

本年度も、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症への対策を講じつつ、一定の基準により相談会の開催の要否を検討しつつ事業執行を行っていきたい。そして、常設・常設以外に関わらず、最低限、電話相談は継続していき、市民の相談ニーズに応えていきたい。

相談の形式については、日本司法書士会連合会主導により、オンラインによる相談対応システムの導入が進められる予定である。本会においても、可能であれば本年度中に導入あるいはトライアルすることを検討しており、その活用により、場所を問わず相談ニーズに対応することができることを目指したい。

そして、本年度の事業報告にもあるとおり、相続をキーワードとした相談会については引き続き広報を強化しつつ、司法書士が相続の第一人者であることを内外に示していく年度としていきたい。

(研修研究委員会)

新型コロナウイルスの感染拡大状況に注意しつつ、今年度も引き続き、研修部及び企画部等との連携を深め、研修事業等に補佐及び助力することによって、会員の能力の向上と業務の円滑化に寄与する。

1. 会員の日常業務の中における疑問点に対して、それを解決できる対応を行う。
2. 当会が行う研修事業に関して助力する。
3. 裁判所・法務局との実務協議会の企画・開催
4. 業務上の参考となる事項又は注意点等を研究し会員に伝達する。

(会館推進委員会)

会館に関するあらゆる問題に対処する。

会館建設の具体的検討の成果をめざす。

（綱紀調査委員会）

- 一、調査事案について、厳正に対応する。
- 二、調査方法について、検討する。

（紛議調停委員会）

紛議調停の申立があれば、関係者らから事情を聞きとり、問題点を解決すべく対応する。